

# 第3期 特定健康診査等実施計画

出版健康保険組合

2018年4月

## 背景及び趣旨

わが国は、高齢化の急速な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因でも生活習慣病が約 6 割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約 3 分の 1 であること等から、生活習慣病対策が急務となっている。

不健康な生活習慣による生活習慣病の発症、重症化の過程で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が大きく影響していることから、メタボリックシンドローム該当者および予備群の減少を目指すことを目的として医療保険者は、平成 20 年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳以上の加入者に対し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とする健康診査（特定健康診査）およびその結果により生活習慣の改善に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することが義務付けられた。

本計画は、出版健康保険組合の特定健康診査および特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査および特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条により、平成 30 年度より 6 年度 1 期として「第 3 期特定健康診査等実施計画」を定めることとし、平成 30 年 4 月から本計画に基づき実施する。

## 出版健康保険組合の現状

| 項 目                   | 内 容   |
|-----------------------|---|
| 形 態                   | 出版または出版物の卸販売を主たる業とする事業所並びにこれに附帯する業務を遂行するために併設された用紙、印刷、製本、広告、運輸等に関する事業所が加入している総合健康保険組合 |
| 加入事業所                 | 1,346 社（本部 1,256 社 支部 90 社）※平成 28 年度末   |
| 加 入 者 数               | 被保険者 83,373 名 被扶養者 50,874 名 計 134,247 名<br>※平成 28 年度平均人数                              |
| 40 歳以上加入者数<br>（ 再 掲 ） | 被保険者 51,163 名 被扶養者 18,992 名 計 70,155 名<br>※平成 28 年度平均人数                               |
| 平 均 年 齢               | 45.0 歳（男 48.2 歳 女 40.7 歳）※平成 28 年度末   |
| 加入者居住区域               | 事業所は全国都道府県に所在するが約 9 割が東京に所在。東京近郊に在勤・在住している被保険者および被扶養者は 8 割、それ以外が 2 割程度。               |
| 健診実施機関                | 出版健保健康管理センター<br>出版健保契約および東振協契約機関 764 機関 ※平成 28 年度<br>その他委託機関以外で実施した場合、費用補助制度あり        |

## 第 2 期計画期間における実施状況や評価を踏まえた第 3 期計画策定

平成 25 年度から 28 年度の特健康診査受診者数は、46,630 名から 49,722 名となった。実施率では 69.2%から 74.1%と推移し毎年確実に増加している。

特定保健指導実施件数は、1,300 件から 1,457 件となった。実施率では 18.1%から 19.4%とほぼ横ばいとなっている。

また、メタボリックシンドロームおよびその予備群該当者数は 11,093 名から 11,603 名となった。評価対象者に占める割合は 23.6%から 23.3%となりほぼ横ばいとなっている。

上記の状況を踏まえ、健診受診率向上対策はコラボヘルスによる事業所訪問等を行い特定健康診査制度の説明を行う。また、被扶養者に対し未受診者対策はダイレクトメール等による通知を引き続き行っていく。特定保健指導実施率向上対策としては、健診同様実施率の低い事業所へ訪問等を行い、事業主および健康管理責任者へ実施に向けた協力を依頼する。

メタボリックシンドローム該当者および予備群を減少させるため、広報誌「すこやか」を通じ情報提供を行うとともに、リスク項目である喫煙対策も行っていく。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しており、内蔵脂肪の蓄積に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症等は生活習慣の改善により予防可能であるとの考え方を基本としている。

### 2 特定健康診査の実施に係る留意事項

被保険者の健診受診率は85.0%を超えており、この受診率の維持、向上に努めるが、特定健診の受診率向上のためには、被扶養者の受診率向上が必至である。被扶養者への案内は従来通りダイレクトメールにより行い、広報誌や通知で未受診者への受診勧奨を行っていく。

### 3 事業所が行う健康診断との関係

当健保組合が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施する特定健康診査および保健事業で実施する健診と事業所が実施する労働安全衛生法に基づく定期健診を共同事業として実施し、必要な費用を事業主が負担する。

また、事業主が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。

### 4 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に対して行う支援プログラムで、対象者が自らの生活習慣を自覚し、生活習慣の改善に取り組むことで、健康的な生活を維持できるよう支援することにある。

## 達成しようとする目標

### 1. 特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率に係る目標

平成 35 年度における特定健康診査の実施率を 85.0%以上とする（国の基本指針が示す保険者種別目標に即して設定）。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における特定保健指導の実施率を 30.0%以上とする（国の基本指針が示す保険者種別目標に即して設定）。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

| 計 画 値             |      | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 | 34 年度 | 35 年度 |
|-------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特 定 健 康 診 査 実 施 率 | 全 体  | 80.3% | 81.1% | 82.1% | 83.2% | 84.2% | 85.2% |
|                   | 被保険者 | 90.0% | 90.0% | 91.0% | 92.0% | 92.0% | 93.0% |
|                   | 被扶養者 | 52.0% | 54.0% | 54.0% | 54.0% | 57.0% | 57.0% |
| 特 定 保 健 指 導 実 施 率 | 全 体  | 22.0% | 24.0% | 26.0% | 28.0% | 30.0% | 30.0% |
|                   | 被保険者 | 22.0% | 24.0% | 26.0% | 28.0% | 30.0% | 30.0% |
|                   | 被扶養者 | 20.0% | 21.0% | 22.0% | 23.0% | 24.0% | 25.0% |

### 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 35 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備群（特定保健指導対象者数）の減少率を 25.0%以上とする（国の基本指針が示す全国目標を踏まえて設定）。

## 特定健康診査等の対象者数

### ① 特定健康診査

#### 被保険者

|            | 30年度    | 31年度    | 32年度    | 33年度    | 34年度    | 35年度    |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数（推計値）※ | 7,987名  | 7,582名  | 7,197名  | 6,834名  | 6,490名  | 6,164名  |
| 40～74歳対象者  | 44,513名 | 45,585名 | 46,645名 | 47,692名 | 48,728名 | 49,756名 |
| 合計         | 52,500名 | 53,167名 | 53,842名 | 54,526名 | 55,218名 | 55,920名 |
| 目標実施率      | 90.0%   | 90.0%   | 91.0%   | 92.0%   | 92.0%   | 93.0%   |
| 目標実施者数     | 47,250名 | 47,850名 | 48,996名 | 50,164名 | 50,801名 | 52,005名 |

#### 被扶養者

|           | 30年度    | 31年度    | 32年度    | 33年度    | 34年度    | 35年度    |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数（推計値） | 18,000名 | 17,458名 | 16,933名 | 16,423名 | 15,929名 | 15,449名 |
| 目標実施率     | 52.0%   | 54.0%   | 54.0%   | 54.0%   | 56.9%   | 57.0%   |
| 目標実施者数    | 9,360名  | 9,420名  | 9,140名  | 8,865名  | 9,070名  | 8,800名  |

#### 被保険者＋被扶養者

|            | 30年度    | 31年度    | 32年度    | 33年度    | 34年度    | 35年度    |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数（推計値）※ | 25,987名 | 25,040名 | 24,130名 | 23,257名 | 22,419名 | 21,613名 |
| 40～74歳対象者  | 44,513名 | 45,585名 | 46,645名 | 47,692名 | 48,728名 | 49,756名 |
| 合計         | 70,500名 | 70,625名 | 70,775名 | 70,949名 | 71,147名 | 71,369名 |
| 目標実施率      | 80.3%   | 81.1%   | 82.1%   | 83.2%   | 84.2%   | 85.2%   |
| 目標実施者数     | 56,610名 | 57,270名 | 58,136名 | 59,029名 | 59,871名 | 60,805名 |

※被保険者の対象者数は事業主健診の受診者数を除外した保険者として実施すべき数（特退・任継・被扶養者）

※40～74歳対象者は事業主健診と当健保組合が共同事業として実施する人数

### ② 特定保健指導

#### 被保険者＋被扶養者

|            | 30年度   | 31年度   | 32年度   | 33年度   | 34年度   | 35年度   |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 動機付け支援対象者  | 4,280名 | 4,332名 | 4,414名 | 4,498名 | 4,559名 | 4,647名 |
| 目標実施率      | 22.0%  | 24.0%  | 26.0%  | 28.0%  | 30.0%  | 30.0%  |
| 目標実施者数     | 942名   | 1,040名 | 1,148名 | 1,260名 | 1,368名 | 1,394名 |
| 積極的支援対象者   | 4,347名 | 4,401名 | 4,499名 | 4,600名 | 4,659名 | 4,763名 |
| 目標実施率      | 22.0%  | 24.0%  | 26.0%  | 28.0%  | 30.0%  | 30.0%  |
| 目標実施者数     | 956名   | 1,056名 | 1,170名 | 1,288名 | 1,398名 | 1,429名 |
| 特定保健指導対象者計 | 8,627名 | 8,733名 | 8,913名 | 9,098名 | 9,219名 | 9,410名 |
| 目標実施率      | 22.0%  | 24.0%  | 26.0%  | 28.0%  | 30.0%  | 30.0%  |
| 目標実施者数     | 1,898名 | 2,096名 | 2,318名 | 2,548名 | 2,766名 | 2,823名 |

## 特定健康診査等の実施方法

### (1) 実施場所

特定健康診査は、健康管理センターと健診委託機関に委託して行う。

特定保健指導は、健康管理センターおよび大阪支部で行うほか、保健指導委託機関に委託して行う。

### (2) 実施項目

40歳以上の被保険者を対象とした成人病健診および人間ドックと40歳以上の被扶養者を対象とした家族健診の検査項目に特定健康診査の法定項目を網羅した内容で継続して実施する。

### (3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

### (4) 委託の有無

#### ア 特定健康診査

被保険者は健康管理センターおよび健診委託機関で実施し、被扶養者については健診委託機関において実施する。また、被保険者および被扶養者ともに費用補助制度による受診も奨励する。

#### イ 特定保健指導

健康管理センターで健診を実施した者は当健保組合医師・保健師・管理栄養士が特定保健指導を実施する。それ以外の場合は、健診委託機関または東振協保健支援センター等に委託して実施する。

### (5) 受診方法

被保険者は、事業所健康管理責任者を通じて、健康管理センターまたは委託機関において受診を希望する日時を登録したうえで、特定健康診査または特定保健指導を受ける。

被扶養者は、健診委託機関で家族健診（特定健診を含む）を受診し、健康管理センターおよび保健指導委託機関で特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、既定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

### (6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関誌等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。



(7) 健診データの受領方法

健診データは、健診委託機関から電子データまたは紙ベースによる結果を随時または月単位で受領し、また、費用補助制度利用者の健診データおよびパート先等の健診データは紙ベースによる結果を随時受領して、当健保組合で保管する。

特定保健指導データは、外部委託先機関実施分についても同様に電子データまたは紙ベースによる結果表で受領するものとする。

なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、被保険者を優先して行う。また、効果の面からは40歳代の者から優先して選出する。

### 個人情報保護

当健保組合は、出版健康保険組合「個人情報保護管理規程」を遵守する。

当健保組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、事務長とする。また、データの利用者は当健保組合健康管理センター職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、機関誌やホームページに掲載し、公表・周知する。

### 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康管理事業運営委員会等において実施状況を報告し、必要に応じて問題点・対策等を検討し見直しを行う。

### その他

当健保組合の職員で特定健康診査・特定保健指導に係る業務に従事する者については、特定健康診査・特定保健指導に関する研修に随時参加させる。